

小野市立旭丘中学校いじめ対応マニュアル(全体図)

2017.5.15 改訂

いじめの基本認識

- ・ いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・ いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・ いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- ・ 関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ・ いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること

対応

組織的に

被害者への対応

- 学級担任
- 養護教諭
- スクールカウンセラー

加害者への対応

- 学級担任
- 関係教諭
- 生徒(生活)指導担当

傍観者への観対象

- 学級担任
- 生徒(生活)指導担当
- 学年担当

保護者への対応

- 学級担任
- 学年主担
- 生徒(生活)指導担当

地域へのマスコミ

- 校長
- 教頭

継続的な指導

聴取事実確認

- ・ 迅速かつ正確に
- ・ 情報源を明かさない
- ・ 言い方を統一する
- ・ アンケート調査

情報収集

事実関係の究明

- 周囲の児童生徒
- 関係教師

対策

迅速に

学校通信 保護者説明会

対策委員会

※調査、対応体制

- ・ 校長 ・ 教頭
- ・ 生徒指導担当
- ・ 学年主担 ・ 養護教諭
- ・ 学級担任 ・ 関係教諭
- ・ SC (スクールカウンセラー)
- ・ SSW (スクールソーシャルワーカー)
- ・ 支援チーム
- ・ 警察 ・ 福祉部局

職員会議 家庭訪問

速報・報告

どんな些細なことでも必ず報告する。

速報(様式)「問題行動等の発生について」

記録の取り方、記録資料の取り扱いに注意する。

発見

複数の目で

家庭や地域でのサイン

学校でのサイン

相談

保護者 地域

本人

担任・学年担当教師

他生徒 教師

訴え 発見

情報提供

いじめ防止 相談、予防、啓発

市長部局
ヒューマンライフグループ

教育委員会

PTA・地域

生徒指導担当

校長・教頭